

前回分科会において結論が得られた化学物質に係る症状又は障害等（案）

○ 臭化水素（SDS 交付義務のある物質）

- ・ 症状又は障害

気道障害

- ・ 追加すべき理由

職業性ばく露による気道障害の症例報告が複数あり、発症の機序が明らかであること及び他疾患との鑑別が容易であることから、症状又は障害として「気道障害」を追加する事が適当と考えられる。

（参考（平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 181 号より））

「気道障害」とは、口腔・鼻腔から気管、気管支までの上皮組織に対する刺激作用又は感作作用によって生じる障害をいい、鼻炎、咽頭炎、喉頭炎、気管支炎、喘息等がある。気道障害を生じさせる化学物質としては塩化白金酸及びその化合物を始めとして数多くのものがある。